

那覇市立繁多川図書館の業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、那覇市（以下「甲」という。）が那覇市立繁多川図書館（以下「図書館」という。）の運営に関して委託する業務（以下「委託業務」という。）について、契約書に定めるもののほか受託者（以下「乙」という。）が行うべき委託業務内容の詳細を定めるものとする。

2 委託業務の内容

委託業務の内容は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。なお、別表1及び別表2に掲げられていない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

3 業務従事者の配置等

- （1）乙は、本業務が円滑に遂行できる業務従事者を配置するものとする。開館後の業務において、特に繁忙日の土曜日、日曜日にあつては、利用者のサービスに支障が生じることがない体制をとるなど適切な措置を講ずること。
- （2）乙は、業務従事者の中から責任者1名を定めて配置し、責任者は乙の代理人として業務を遂行し、甲との連絡調整にあたるものとする。
- （3）乙は、業務従事者の中から副責任者を定め、責任者が年休、病気等により不在になるときはその任にあたらせるものとする。
- （4）乙は、月1回実施する館内整理日を館内の整理、研修、その他の業務に充て、円滑に遂行できるよう業務従事者を配置するものとする。

4 業務従事者の条件等

- （1）乙は、業務を的確かつ迅速に履行することはもとより、当該施設における風紀・業務規律を乱すことのない者を選任すること。
- （2）乙は、図書館が教育機関であり、社会教育を担う重要な施設であることに留意し、利用者には親切で丁寧な接遇のできる者を選任すること。
- （3）乙は、図書館サービスの向上を図るため、専門的なサービスを提供できる人材の確保を行い、5名以上の司書、司書補の有資格者（うち1名以上は司書）を配置し、うち2名以上は3年以上の図書館業務実務経験者としてすること。

5 配置時間及び配置を要しない日等

（1）配置時間

- ① 月曜日～木曜日 午前8時30分～午後7時15分
- ② 土曜日・日曜日 午前8時30分～午後6時15分

※ただし、12月28日及び第3水曜日（館内整理日。ただし、8月は夏休みのため臨時開館）、特別整理期間（年間15日以内で館長が指定する日）及び1月4日については、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（2）配置を要しない日

- ① 金曜日

② 国民の祝日に関する法律第2条に定める日（文化の日は除く）

※ただし、その日が金曜日に当たる場合は、その前日とする。

③ 慰霊の日（6月23日）

④ 年末年始（12月29日～1月3日）

⑤ 臨時休館日（特別な事情により、館長が休館を必要と認める日）

（3）上記配置時間等については、甲乙協議の上、変更することができる。

6 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日については、「那覇市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）」及び「那覇市立図書館における文化の日の開館時間及び臨時開館日等の開館時間の取り扱いについて」に定めるとおりとする。

7 業務従事者の管理等

（1）乙は、契約締結後、業務従事者名簿に実務経験等を証する履歴書及び司書等資格証明書等の写しを添えて、甲に提出するものとする。変更がある場合も同様とする。

（2）乙は、前項で届け出た以外の者を、甲の承認を得ないで業務に従事させてはならない。ただし、急病等の緊急な場合を除く。

（3）乙は、利用者に事故が発生したときは対応のうえ、事故報告書を甲に速やかに提出しなければならない。

（4）乙は、毎日の業務終了後に業務日誌を作成し、原則として翌日、甲へ提出する。また、これにより業務の改善が必要と判断される場合は、双方協議の上、改善内容を決定する。

（5）乙は、業務従事者へ研修等の機会を積極的に提供し、知識、技能の向上に努めなければならない。

（6）乙は、業務従事者が負傷、疾病その他の理由により、業務遂行に支障がある場合は、代替従事者を確保し、業務に従事させること。

（7）乙は、業務従事者に対し、その身分を明確にするため、統一された名札を着用させること。

（8）乙は、業務従事者の労務管理、安全衛生管理については、関係法令を遵守し、適切に配慮すること。

8 年間業務計画書等の作成

乙は、本委託業務が効率的で効果的に行えるように必要な年間業務計画書及び月間勤務表を甲に提出し、必要に応じて協議を行い、その承認に基づき誠実に業務を履行しなければならない。

9 業務の引継ぎ

受託者が交代する場合は、乙は、新たな受託者に対し契約締結後から業務開始日までの間に、甲が定める手続きに従い、誠実に引継を行わなければならない。

10 法令等の遵守

乙は、本仕様書及び契約書のほか、次の各号に掲げる関係法令に基づき業務の遂行にあたらなければならない。

（1）図書館法

- (2) 那覇市立図書館条例
- (3) 那覇市立図書館条例施行規則
- (4) 那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (5) その他の関係法令・要綱等

11 協議

本仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。